

## 温泉の保護と利用に関する懇談会（第3回）議事要旨

1. 日 時：平成15年11月11日（火）13：00～15：30
2. 場 所：経済産業省別館1020会議室
3. 出席委員：渡辺 修（座長）、大野英市、高橋 保、竹村節子、広庭忠雄、深澤喜延、山村順次、渡辺政治

### 4. 議事

- (1)委員からの報告と討議
- (2)追加的な調査等について
- (3)その他

なお、会議は公開で行われた。

### 5. 議事要旨

#### (1)委員からの報告と討議

渡辺（政）委員から、大分県の温泉行政の取組み（温泉管理基本計画の策定、掘削許可に関する審議会審査基準等の運用状況、外国人利用者への対応など）について報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・温泉法の掘削許可では温泉の利用目的を見れないこと、利用許可の基準が特に浴用では限られていることについて、再検討が必要ではないか。
- ・泉質が異なる温泉（特に飲用泉）を集中管理により混合するのは、個性ある温泉地の存在価値を失わせてしまう。これまで行政や事業者は湯量の管理ばかり行ってきたが、これからは質の管理が重要ではないか。

深澤委員から、温泉の開発や利用の動向を踏まえた温泉分析に関する課題などについて報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・最近の温泉開発は地下深くに泉源を求め、技術進歩で大深度の掘削が可能になったが、滞留していた源泉の量・温度・成分は短期間では把握できず、せめて半年は湧出状態を観察してから施設の設計をしてほしい。
- ・温泉分析の結果は、そのデータの継続を保証していない。利用者に正確な温泉データを提供する第一の要件として、分析結果の有効期限を明確にする必要があるのではないか。
- ・新しい大型温泉施設では、動力揚湯・貯湯槽・加熱・循環装置が湧出量と温泉使用量のギャップを埋めている。レジオネラ肺炎事件でこれらの現実が問い直されているが、限られた温泉資源を有効に利用することは重要で、利用者にその点を含め正確な情報提供をしていくことが大切ではないか。
- ・生きている温泉が息を引き取り温泉でなくなった際にどのように扱うかについて、難しい問題だが検討すべきではないか。
- ・温泉を水資源として多角的にとらえ、温泉が有する療養的・保養的効用を最大限に活用すべく、保護と利用を図っていくことが必要。温泉資源は法的には私有財産であるが、その特性から多分に公共的色彩が強く、適正な

保護と有効利用を国民共通の認識にすることが大切ではないか。

- ・日本の温泉を世界に通用する温泉とするためには、欧州並みに審査や掲示を厳しくすべきではないか。

山村委員から、高度成長期以降の温泉利用の変化（形態は団体から家族連れ・友人連れに、志向は観光から保養へ。温泉資源・温泉情緒・自然環境の重視など）を踏まえた保養温泉地の振興などの課題について報告があり、委員間で討議したところ、次のような意見があった。

- ・静かな環境と源泉かけ流しの温泉がある湯治場は、健康志向型の保養温泉地として最適だが数が減少しつつあるので、その振興のため環境省の国民保養温泉地制度が一層役割を果たすべきではないか。

- ・昨今、日帰り温泉施設が流行っているのは時間的・経済的な理由によるものにすぎず、むしろ自然環境が良く、湯量が豊富で、宿泊料金が低廉で家族連れも利用できる温泉地の人気が上がりにつつあることを重視すべき。国民保養温泉地制度は、こうした現状に合った見直しが必要ではないか。

- ・行政が特定の温泉地にレッテルを貼るという方法の他に、中立的な機関が保養温泉地を認定して利用者に情報提供するような方法も検討してよいのではないか。

- ・日本には古代から温泉を褌に使った歴史があり、入浴の際には「かけ湯」をし、温泉に感謝して入浴してほしい。各温泉施設では、浴槽での温泉利用について正しい情報を提示するとともに、温泉の正しい入浴法を周知することが望まれる。

## (2)追加的な調査等について

事務局が委員の意見を踏まえ作成した都道府県アンケート調査の項目案について検討し、一部修正の上、確定した。今後速やかに事務局が調査を行い、可能であれば次回、集計結果を報告することとした。

## (3)その他

今後の懇談会の予定等について、次のとおりとされた。

- ・第4回：明年1月29日（木）14:00～  
中村委員、原田委員からの報告、議論の中間的整理など
- ・予備日：2月20日（金）14:00～
- ・第5回：3月19日（金）14:00～

## 6. 照会先

環境省自然環境局自然環境整備課  
電話 03-5521-8280